

副 本

平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号, 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(8)
(本件事故に係る精神的損害に関する裁判例について)

平成28年12月8日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議3係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同 永 井 翔 太 郎



第1 はじめに

本件訴訟における精神的損害の内容について、原告らは、原告らが主張する精神的損害（人格発達権侵害等の侵害による慰謝料）は、単に精神的・情緒的安定が失われたことを意味する精神的苦痛の慰謝のための金員にとどまるものではなく、少なくともそれを含みながら、より広く、精神的苦痛の慰謝や個々の財産的損害の填補によって賄いきれない事情をも斟酌した人格権侵害等に見合うものとして算出される損害評価でなければならないと主張している（訴状の103頁）。

しかしながら、被告東京電力共通準備書面（1）で詳述したとおり、中間指針等で示された自主的避難者に対する精神的損害の賠償の考え方及び損害額の指針は、自主的避難等対象区域において政府による避難等指示がなされていないことを踏まえ、自主的避難の実情や参考となるべき裁判例の賠償水準も斟酌の上で定められているものであり、その内容において合理的かつ相当なものである。

また、避難等対象者に対する精神的損害の賠償の考え方及びその損害額の指針は、過去の裁判例等の検討も踏まえて、慎重な審理の上に策定されており、被害者保護の見地からも十分な合理性・相当性を有するものであるから、裁判上も十分に尊重されるべきものである（被告東京電力共通準備書面（1）の48頁以下及び62頁以下）。

したがって、原告らが本件事故によって被った精神的損害は、中間指針等で相当因果関係があるとして賠償の対象とされた損害及び中間指針等を踏まえて被告東京電力が独自に賠償を実施している損害に含まれるものであり、また損害額についてもこれらを超えるとは認められない。

本準備書面は、他地裁において提起された本件事故に起因した原子力損害賠償請求訴訟における裁判例を整理し、被告東京電力の上記主張が、それらの各訴訟において既に示された裁判所の判断に照らしても十分に合理性を有するも

のであることを明らかにするものである。

第2 旧緊急時避難準備区域の住民の精神的損害に関する裁判例

本裁判例は、本件事故当時福島県南相馬市原町区内の旧緊急時避難準備区域に居住していた原告が本件事故により平成23年3月11日に避難し、同年8月上旬に帰還したという事案において、本件被告を被告として、慰謝料1183万6000円の賠償を求めたところ、原告が本件事故によって被った精神的苦痛についての慰謝料額は、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額である184万円（支払い済み）を超えるとは認められないとして、請求が棄却された裁判例（東京地裁平成27年6月29日判決（乙D共71））、東京高裁平成28年3月9日判決（乙D共72））である。

1 第一審判決（乙D共71）

本事件における第一審判決では、旧緊急時避難準備区域に指定された福島県南相馬市からの避難生活に係る精神的苦痛を認め（同36頁）、帰宅後の精神的苦痛については、相当期間が経過するまでは慰謝料の発生を認めるべき程度の精神的苦痛を被っていたことが認められるとしつつ、相当期間の経過によって精神的苦痛は慰謝料の発生を認めるべき程度に至らない水準まで緩和したと判断し（同38頁）、また、高い放射線量の下で生活をするものの精神的苦痛があるとの原告の主張に対しては、以下のとおり、原告の南相馬市への帰還後の生活圏において毎時0.23マイクロシーベルト（年間1ミリシーベルト相当）を超える放射線量が観測される地点が存在し、それに対する不安を抱いているとしても、その不安は合理性を有するものとはいえず、それによって原告の平穏生活権が侵害され、慰謝料請求権を発生させるほどの精神的苦痛を受けていると認めることはできないと判断した（同39頁）。

(1) 放射線被ばくに関する科学的知見等

ア 科学的知見と国際的合意

放射線の影響に関しては、国際的にも合意された科学的知見を確実に理解する必要があり、科学的知見を国連に報告している原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）、世界保健機構（WHO）、国際原子力機関（IAEA）等の報告書に準拠することが妥当である。

低線量被ばくによる健康影響に関する現在の科学的な知見は、主として広島・長崎の原爆被爆者の半世紀以上にわたる精緻なデータに基づくものであり、国際的にも信頼性は高く、UNSCEARの報告書の中核をなしている。

イ 現在の科学で分かっている低線量被ばくのリスク

広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100ミリシーベルトを超える辺りから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている。

他方、国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。

なお、被ばくしてから発がんまでには長期間を要することから、100ミリシーベルト以下の被ばくであっても、微量で持続的な被ばくがある場合、より長期間が経過した状況で発がんリスクが明らかになる可能性があるとの意見もある。

ウ 現在の科学で分かっている長期にわたる被ばくの影響

低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響が小さいと推定されている。

本件事故により環境中に放出された放射性物質による被ばくの影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。

エ 放射線による健康リスクの考え方

放射線防護上では、100ミリシーベルト以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方は必要であるが、この考え方に従ってリスクを比較した場合、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低く、放射線防護措置の伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であると考えられる。

オ ICRPの提言

ICRPは、被ばくの状況を緊急時、現存、計画の3タイプに分類し、次の①～③のとおり、それぞれについて被ばく線量の範囲を示し、その中で状況に応じて適切な「参考レベル」（そのレベルを下回るよう対策を講じて、被ばく線量を漸進的に下げていくための基準であり、また、防護措置の成果の指標となるものである。）を設定し、住民の安全確保に活用することを提言している。

- ① 緊急時被ばく状況（原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避もしくは低減するために緊急活動を必要とする

状況)の参考レベルは、年間20～100ミリシーベルトの範囲の中から選択する。

- ② 現存被ばく状況(緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならない時に既に存在している被ばく状況)は、年間1～20ミリシーベルトの範囲の中から選択する。
- ③ 計画被ばく状況においては、参考レベルではなく、線量拘束値として設定することを提言しており、一般住民の被ばくでは状況に応じて年間1ミリシーベルト以下で選択する。

カ 日本政府の選択

我が国政府は、本件事故において、避難区域設定の防護措置を講じる際に、ICRPが提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲のうち、安全性の観点から最も厳しい値をとって、年間20ミリシーベルトを採用した。実際の年間被ばく線量は、年間20ミリシーベルトを平均的に大きく下回ると評価できる(以上につき、同27頁～30頁)。

(2) 低線量被ばくと健康影響に関する結論

これらの科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですらそれが健康に影響を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものとは認めることができないというべきである(同39頁)。

さらに、本件事故後に本件原発の不安定な状況が続いていたとしても、これによっても原告の自宅所在地やその周辺に放射能汚染が拡大し、原告が被ばくする現実的な危険が発生したと認められるものではなく、原告が本件原発から20キロメートル以上離れた地点で生活することに不安を抱いたとしても、そ

の不安は漠然としたものにとどまるといわざるを得ず，原告に慰謝料請求権を生じさせるほどの精神的苦痛が生じたとは認められないと判示している（同38～41頁）。

その上で，原告が本件事故によって被った精神的損害についての慰謝料額は，既に被告東京電力から支払われた避難に係る慰謝料である184万円を超えるとは認められないとして，原告の請求を棄却したものである（同40頁）。

このように，本判決は，避難に係る精神的損害について，被告東京電力が公表している中間指針等に基づく賠償額（旧緊急時避難準備区域においては，平成23年3月11日から，緊急時避難準備区域の解除時期である平成23年9月30日を超えて，同解除後の相当期間も考慮し，平成24年8月末までの合計18か月について月額10万円（避難所等での避難がある月は月額12万円）の賠償をしている。）を超える損害は認められないとし，かつ，南相馬市への帰還後における放射線への不安に係る慰謝料請求については，上記判示のとおり，低線量放射線被ばくの健康影響に関する科学的知見に基づいて，慰謝料請求権を発生させるほどの精神的苦痛が生じたものとは認められないと判示したものである。

2 控訴審判決（乙D共72）

第一審判決に対して原告が控訴した控訴審判決（東京高裁平成28年3月9日判決）は，原審の判断を是認して，控訴を棄却している。

特に，控訴審において控訴人（1審原告）が，放射線に対するリスクについては一般人の意識等も総合的に考慮すべきと主張したのに対して，以下のように述べて，これを排斥している。

「証拠（略）によれば，南相馬市の市民の多くが，平成24年以降，平成27年に至るまで，放射線による人体への影響について，一定の不安を抱いていることを認めることができる。

しかしながら、多くの市民が何らかの不安を感じていることから直ちに、その不安が合理的な根拠に基づくものであるということとはできないし、証拠上、その不安の内容や程度が判然としないことからしても、そういう不安を抱かされたことについて、当然に、被控訴人に対して、法的な責任を追及することができるとはいえない。

証拠（略）上、100ミリシーベルト以下の被ばく線量における放射線の健康に対する影響については、科学的に十分解明されている訳ではないことが認められるものの、先に判断したとおり、現在の科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に影響を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないといふべきである（なお、控訴人は、ICRP（国際放射線防護委員会）が、LNTモデル（年間100ミリシーベルトを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に基づくモデルのこと。証拠略）に基づく勧告をしていることを指摘するが、ICRPは、低線量放射線被ばくにおける健康影響が不確実であり、上記モデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的、疫学的知見がすぐには得られそうにないことも踏まえつつ、放射線防護の立場から、低線量放射線被ばくのリスクの管理に当たり、慎重な対応をとるための根拠を提供することを目的として、かかる勧告をしているものと解されるのであって、このような勧告がなされていることをもって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすことが科学的に裏付けられていると認めることはできない。）。この点、低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採

用することはできない。

その他、本件事故直後の放射線物質の飛散状況が不明確であることや、空間線量率に比して内部被ばくの状況が不明確であることなど、控訴人が主張するところを検討してみても、自らの生活圏内に毎時0.23マイクロシーベルトを超える放射線量が観測される地点が存在することによって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくを受けることとなり、健康への影響が生じることになるという控訴人の不安が、合理的な根拠に基づくものであると認めることはできない。

よって、かかる不安を理由としての慰謝料請求は認められない。」(以上、同4～5頁。)

3 まとめ

このような第一審判決及び控訴審判決の判示の趣旨は、本件訴訟における被告の主張と同趣旨であり、正当なものである。

まず、両判決とも、旧緊急時避難準備区域の住民に対する中間指針等に基づく避難生活等による精神的損害の賠償額(原則月額10万円を平成24年8月末までの18か月間)の相当性を認めているものであり、旧緊急時避難準備区域の住民に対する避難生活等による精神的損害の裁判先例として重要な意味を持つ。

また、その判示において、政府による避難指示の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それによって健康被害を与えることを直ちに認め得ないとし、避難等対象者に対してすら漠然とした不安に基づく慰謝料請求権を明確に否定している点において、避難等対象者ではない自主的避難等対象者が有する漠然とした不安感、及びこれに基づく避難の合理性に関しても重要な判断を提供しているものである。

すなわち、本件訴訟の原告らは、避難指示区域外においても避難の合理性

があると主張しているが、このような地裁・高裁判決でも認定されている科学的知見を踏まえれば、年間20ミリシーベルト（毎時3.8マイクロシーベルトに相当）以下の被ばくに対する漠然とした不安があることをもって、法的な利益の侵害があったとみることはできず、また、そのような不安によって、自主的な避難の継続の合理性が基礎付けられるものではないのである。

このような地裁及び高裁の判断は、中間指針等に基づく旧緊急時避難準備区域の住民に対する賠償の考え方及び自主的避難等対象者に対する賠償の考え方の合理性を裏付けるものであり、被告東京電力においては、さらに対象期間を延長して賠償しているものであるから、被告東京電力による原告らに対する賠償は、上記のとおり低線量被ばくの健康影響に係る科学的知見を踏まえ、十分かつ合理的なものである。

第3 自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に関する裁判例

本裁判例は、本件事故当時福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していた原告が本件事故により平成23年3月12日に横浜市に自主的避難をし、同年4月15日にいわき市に帰宅した事案において、原告が本件被告を被告として、精神的損害として136万円の賠償を求めたのに対して、中間指針追補に基づく精神的損害（原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続において、自主的避難等対象者に対する賠償額8万円のうちの半額である4万円を精神的損害の賠償金に相当するものと認定。支払い済み。）を超える慰謝料を認めることはできないとして、請求を棄却した裁判例（福島地裁いわき支部平成26年9月10日判決（乙D共73）、仙台高裁平成27年1月21日判決（乙D共74）、確定）である。

1 第一審判決（乙D共73）

第一審判決においては、平成23年3月12日から同年4月15日までと

いう事故発生当初の時期において、原告が横浜市に避難したことについては、緊急時避難準備区域等の設定がなされたのが同年4月21日及び22日であることを考慮すると必要かつ相当な対応であったと評価した上で、この間約1か月の避難生活については、放射線被ばくに対する強い危機感を抱いたであろうこと、避難生活中の1か月間自宅に比して狭い住宅内で多人数で居住し、慣れない土地での生活による精神的負担も決して軽くなかったであろうことが推察され、これらの精神的苦痛は慰謝料の発生を認めるべき程度に至っているものと考えられるが、本件の一切の事情を考慮しても、その慰謝料額は支払い済みの4万円を超えないと判示した（同9～11頁）。

また、いわき市に帰還後の生活における原告の不安、懸念については、本件原発の状況が一応の安定を見せており、自己の生命、身体等に対し直ちに具体的な危険を及ぼす状況には必ずしもなく、いわき市内も比較的落ち着いた状況にあるという認識ないし判断が基礎にあって帰宅を決断したと窺われることなどを考えると、こうした不安については慰謝料の発生を認めるに足りるほどの具体性、客観性を有するものではないとして（同10頁）、慰謝料の請求を認めず、原告の請求を棄却したものである（乙D共73）。

2 控訴審判決（乙D共74）

同控訴審においても、第一審判決の上記判断を支持し、本件事故により原告が被った精神的損害は本件諸事情に照らし、遅延損害金相当額を含めて4万円を上回らないものと認めるのが相当であると判示して、控訴を棄却している（乙D共74）。

3 まとめ

この地裁・高裁判決は、政府による避難指示の対象とはならなかった自主的避難等対象者の請求に対する中間指針追補に基づく精神的損害の賠償額

の合理性を正面から認めて採用したものであり、被告東京電力が公表して実施している自主的避難等対象者に対する賠償の合理性・相当性を裏付けるものである。必要かつ相当な期間の避難に係る精神的損害の発生を認めるものであって、その判断の基礎とされている考え方及び法益侵害の認定方法については、本件訴訟の争点にも参考になるものである。

第4 避難等対象区域、自主的避難等対象区域以外の区域の住民の精神的損害に関する裁判例

1 東京都練馬区の住民からの精神的損害の賠償請求を棄却した裁判例（乙D共39，70の1及び70の2）

本裁判例は、本件事故当時東京都練馬区に居住していた原告が本件事故により自主的に避難し、精神的損害等を受けたと主張して、本件被告を被告として、その損害賠償等を求めたのに対して、原告の請求を棄却した事案である（東京地裁平成25年10月25日判決（乙D共39），東京高裁平成26年5月7日判決（乙D共70の1），平成27年2月13日最高裁上告棄却，上告審不受理決定（乙D共70の2），確定）。

第一審判決では、WG報告書による低線量被ばくの健康影響に関する国際的な合意に係る科学的知見等を認定事実とした上で、「100ミリシーベルト以下の低線量被ばくの健康リスクの増加の程度は非常に小さいとされており、LNTモデルを前提としたとしても、自然放射線量を超える量の被ばくをすれば、直ちに社会的受忍限度を超える法益侵害がされたとはまではいえないというべきであり、原告の被ばくの程度は前記認定のとおり（引用者注：年間積算放射線量は年間20ミリシーベルトを上回らないと推認されている。乙D共39の18頁）であるから、低線量被ばくにおける原告の主張を前提にしても、それだけで社会的受忍限度を超えるものとは認め難い」と判示し、本件事故により、社会的に受忍できない限度に健康上のリスクを侵

害されたとはいえないと認定し(乙D共39の18頁～19頁),原告には,本件事故と相当因果関係のある被害(法的利益の侵害)の発生が認められないとして,原告の請求を棄却したものである(乙D共39)。

同控訴審(乙D共70の1)も同旨を述べて控訴を棄却しており,最高裁においても上告棄却,上告不受理の決定(乙D共70の2)により,確定しているものである。

本裁判例の事案は,東京都の住民に係るものであるが,その判断の基礎とされている考え方及び法益侵害の認定方法については,本件訴訟の争点にも参考になるものである。

2 東京都渋谷区の住民からの精神的損害の賠償請求を棄却した裁判例(乙D共75～77)

本裁判例は,東京都渋谷区の住民が,本件事故により精神的損害等を受けたと主張して,本件被告を被告として,その損害賠償等を求めたところ,原告の請求を棄却した事案である(東京地裁平成27年3月31日判決(乙D共75),東京高裁平成28年1月13日判決(乙D共76),平成28年6月10日最高裁上告棄却,上告審不受理決定(乙D共77),確定)。

第一審判決(乙D共75)は,本件事故後における政府の避難指示及び屋内退避指示等は本件原発から半径30キロメートルの範囲内の住民等に対するものにとどまっており,東京都内の住民等に対してまで避難が求められていたものではないし,政府等の発表や報道等においても,避難指示及び屋内退避指示の範囲外の地域に関しては,放射線による健康上の影響を懸念する必要はない旨説明されていること,食品等についても暫定規制値に基づく出荷制限が採られていること,現在において100ミリシーベルト以下の低線量被ばくとがん,白血病等の発症確率の増加との間の因果関係につき生物学的,疫学的な証明はなされておらず,低線量被ばくが健康に与える影響は

他の発がん要因との区別が困難なほど小さいとされていること、ICRPの提言や政府の定める暫定規制値等は、放射線防護の観点から被ばく線量をできる限り小さくすることを目的として定められたものであり、実際に健康に影響を生じ得る水準を相当下回る値を基準とするものと考えられることからすると、実際の被ばく線量がこれを上回ったとしても、直ちに生命及び身体に影響が生じるものではないといえたと認定した上で(同23～24頁)、本件の事情からすれば、原告及びその子らの生命・身体・財産等に対して具体的な危険が生じていたということほできないとして、原告が強い恐怖感、不安感を抱いたとしても、それは一般的・抽象的な危険性に対するものにすぎず、人格権が侵害されたということほできないと判示して(同25頁)、原告の請求を棄却したものである。

また、同控訴審判決(乙D共76)も原審の判断を支持し、控訴人は本件事故により、その生命、身体及び財産に対して具体的な不安を抱いていたと認められると認定した上で(同6～7頁)、控訴人がそのような具体的な不安を抱いたからといって、そのことのみから当然に、法的保護に値する利益への侵害があったと評価することはできず、法的保護に値する利益への侵害行為として評価されるためには、本件事故により、控訴人の生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じており、控訴人が抱いた不安感がそのような危険に対するものであったことを要すると解するのが相当であり、具体的な危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって、妥当でないと判示している(同7頁)。

その上で、第一審判決が摘示した前述の事実等を踏まえて、本件事故により控訴人の生命、身体、財産に対して具体的な危険が生じていたとは認められないとして、控訴人による人格権侵害の主張を排斥したものであり、最高

裁においても上告棄却，上告不受理決定（乙D共77）により，確定しているものである。

本裁判例も，東京都の住民の請求に対するものであるが，本件事故による具体的な法的利益の侵害の有無に係る判断枠組み及びその具体的判断については，年間20ミリシーベルト（毎時3.8マイクロシーベルトに相当）の被ばくを下回ると考えられる原告らについてもそのまま妥当するものであり，法益侵害に対する具体的な危険を捨象した，漠然とした不安感については法的保護の対象とならないことを明示している点において，重要な裁判先例である。

以 上